

動物用医薬品（ベンゾカインに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案))についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成 20 年 2 月 7 日～平成 20 年 3 月 7 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通（1 通に複数意見の記載の場合あり）

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>○ 案のときにあった検出限界で管理するという重要な一文は入れておくべき。ちゃんと使えば残るはずがないというのが評価の前提であればきちんと書いておかないと違う解釈をされてしまうおそれがあり。ADI はむろん、ここまでは大丈夫だろうという参考値もない状態で、暴露の確認で暴露する可能性がありでは二度手間。逆に外国値流用の暫定基準程度なら残留してもよい、その程度の暴露ならよいというのであれば、理由とともにそれをしっかり書いておくべき。国内は厳しく使用させられるが、外国で適正にしようされるかなど、餃子事件から明らかかなように保障されるものではない。</p>	<p>○ EMEA の評価では、1) ベンゾカインは個々の動物に使用されるものであり、その頻度は低い 2) 投与された動物が治療後、短時間のうちに食用屠殺されることは考えにくい 3) ベンゾカインは排泄が速いという理由から、局所麻酔として使用される限りは残留基準を設定する必要はないとされています。また、オーストラリアの評価書では、ベンゾカインの使用に際し、休薬期間を守れば生産物中の残留は無視できるとしております。これらの評価結果を踏まえて、ベンゾカインが適切に使用される限りにおいて、ヒトが食品を通じてベンゾカインを摂取する可能性は事実上ないものと考えられ、「ベンゾカインが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」と評価しております。</p> <p>なお、ベンゾカインの管理手法については、本評価結果を踏まえて、厚生労働省で検討されることとなります。</p>